

(案)

情報セキュリティ対策推進会議について

平成17年 7月14日

平成19年 月 日改正

情報セキュリティ政策会議決定

1 関係行政機関相互の緊密な連携の下、政府機関における情報セキュリティ対策の推進を図るため、情報セキュリティ政策会議(以下「政策会議」という。)に、情報セキュリティ対策推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

2 推進会議の構成員は、次のとおりとする。ただし、政策会議議長は、必要があると認める場合は、構成員及びオブザーバーを追加することができる。

議長	内閣官房副長官(事務)
副議長	内閣危機管理監
構成員	内閣官房副長官補(内政)
	内閣官房副長官補(安全保障・危機管理)
	内閣広報官
	内閣情報官
	内閣法制局総務主幹
	人事院事務総局総括審議官
	内閣府大臣官房長
	宮内庁長官官房審議官
	公正取引委員会事務総局官房総括審議官
	警察庁生活安全局長
	金融庁総務企画局総括審議官
	総務省大臣官房長
	法務省大臣官房審議官(総合政策統括担当)
	外務省大臣官房長
	財務省大臣官房長
	文部科学省大臣官房長
	厚生労働省大臣官房長
	農林水産省大臣官房長
	経済産業省商務情報政策局長
	国土交通省総合政策局長
	環境省大臣官房長
	<u>防衛省防衛参事官</u>

オブザーバー 衆議院事務局庶務部長
参議院事務局庶務部長
会計検査院事務総局次長
最高裁判所事務総局情報政策課長
日本銀行理事

- 3 推進会議に幹事会を置く。幹事会は関係機関の職員で議長の指名する官職にある者によって構成する。
- 4 推進会議の庶務は、警察庁、総務省、経済産業省及び防衛省の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 5 前各項に掲げるもののほか、推進会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。